



# 最 重 点 目 標

本県における特殊詐欺被害は平成 25 年 10 億 8 千万円を超えて過去最高を記録しましたが、平成 26 年に入っても前年のペースを上回る被害が発生するなど、極めて深刻な状況となっています。

このため、本県においては、特殊詐欺被害の防止を最重点目標として数値目標を定め、その縮減に向けた取り組みを強化して推進します。

特殊詐欺被害認知件数の半減（90件）を目指します  
《平成 25 年 特殊詐欺被害認知件数 195件》

特殊詐欺被害等の消費者被害を防止するため、関係団体・関係機関との連携を図り、地域全体で高齢者等を見守り、地域の隅々まで情報が届けられ、被害防止に向けた体制を構築することで、目標の早期達成に向け取り組みます。

## 【目標を達成するための重点的な施策】

- ◆ 関係団体・関係機関との連携
  - ・ 県と警察との連携した消費者被害防止
- ◆ 地域での高齢者等の見守り
  - ・ 全市町村に高齢者見守りネットワークの構築 （重点目標 1）
- ◆ 被害防止に迅速に対応できる体制の構築
  - ・ 市町村消費生活センター設置促進 （重点目標 2）
- ◆ 地域・職域における人材育成
  - ・ 消費生活サポーター登録・育成 （重点目標 3）
- ◆ 地域の隅々まで情報発信
  - ・ 消費生活講座（出前講座・セミナー）等の開催 （重点目標 4）

**【県民の参加・協働】**

- ◆ 高齢者等の被害を地域の皆さんで防ぎましょう
  - ・ 地域の高齢者等への「声掛け」や「見守り」
  - ・ 地域の消費生活活動の核となる消費生活サポーターへ登録
  - ・ 消費者セミナー、出前講座等への参加

**【消費者団体等との協働】**

- ◆ これまで以上に、行政との協働をお願いします
  - ・ 地域での学習会、講演会の開催
  - ・ 高齢者の見守りネットワークへの参加

## 重点目標

計画の期間中、特に消費者利益の擁護及び増進のため、重点的に推進する必要がある施策について、数値目標を定め、県民と目標を共有して参加を促しながら、また、消費者団体等と協働しながら、強力に事業を推進していきます。

### 重点目標 1

#### 高齢者等を消費者被害から守るために

### 全ての市町村に、高齢者等の見守りネットワークを構築します

高齢者等を狙った消費者被害を未然に防止するため、自治会、民生・児童委員、ボランティア団体、福祉団体等との協働により、全ての市町村での高齢者・障がい者のための見守りネットワークの構築を支援します。

#### 【重点施策】

【2-1-2】 注意喚起情報の発信及び警察との連携強化

【3-1-3】 高齢者に対する消費者被害情報の発信

【3-1-4】 見守りネットワークを通じた啓発

【3-2-9】 消費者教育の拠点整備

※【 】内の数字は、「第4章施策の展開」の  
◆具体的な施策の番号に対応



長野県消費者フォーラム(H26.5.31)の様子



## 重点目標 2

身近な相談窓口を充実させるために

市町村消費生活センターの人口カバー率 100%を目指します  
《平成 25 年度末 人口カバー率 50.4%》

県民の利便性の向上と迅速な消費者トラブル解決のため、県民・消費者団体等とも協働のもと、市町村及び市町村間の広域連携による消費生活センターの設置促進を支援し、市町村設置の消費生活センターの人口カバー率 100%を目指します。

### 【重点施策】

- 【5-2-1】市町村消費生活センター設置促進
- 【5-2-2】市町村相談窓口機能強化への支援
- 【5-2-3】相談員等の技術的支援
- 【5-2-4】相談員の確保対策



## 重点目標 3

県民との協働により地域の消費者問題を解決するために

消費生活サポーターの登録 300 人を目指します

地域における消費者教育・啓発の担い手となる消費生活サポーター制度を創設します。

多くの大学や企業、消費者団体や福祉団体等との協働を図り、幅広い県民の参加のもと、消費生活サポーターとしての登録者数を 300 人とすることを目指します。

### 【重点施策】

- 【3-2-9】消費者教育の拠点整備
- 【3-2-11】地域における消費者教育の環境整備
- 【3-2-17】地域・職域における人材育成



**重点目標 4**

県民の学習の機会を増やすために

出前講座・セミナーの年間200回開催を目指します  
《平成24年度実績 147回》

消費者被害の未然防止に向けて、地域における消費者教育・啓発の充実・強化のため、消費生活サポーター、消費者団体や福祉団体等と協働し、県民の参加を促しつつ、出前講座・セミナーの年間200回の開催を目指します。

**【重点施策】**

- 【3-2-8】消費者教育推進の要請（対象：大学生）
- 【3-2-10】消費生活講座等の開催
- 【3-2-14】職域における消費者教育の推進
- 【3-2-17】地域・職域における人材育成





～ 基本計画の施策を推進するにあたって ～

## 参加や協働について

今日の多様化する消費者問題に対応するためには、行政の取り組みだけでは十分ではありません。

県民の皆様や消費者団体等が、次のように参加、協働することが不可欠になっています。

### ○ 県民の皆様の参加と協働

複雑化・多様化する消費者問題に対応するためには、行政からの働きかけによる支援にとどまることなく、県民の皆様一人ひとりが、消費社会の一員であるとの認識のもとに、自らが積極的に行動を起こし、様々な場の活動に参加、協働することがますます重要となっています。

### ○ 消費者団体等と行政の協働

消費者団体、NPO、事業者団体などには、これまで培った様々な情報や経験等の蓄積があり、団体を構成するメンバーも活動の幅の広い人材がそろっていることから、消費生活における情報の収集や提供、県民に対する啓発や教育などを含めて、行政とのこれまで以上に密接な協働が求められています。



## 県民の皆様へ

### 【身の回りから不適切な表示をなくしましょう！】

- 商品の表示内容が事実と異なる不適切な表示等が疑われる商品等を発見した場合は、関係機関への通報をお願いします。

### 【高齢者の被害を地域の皆さんで防ぎましょう！】

- ご近所にお住まいの高齢者の方に対する「声がけ」や「見守り」を日頃から行い、消費者被害の防止へのご協力をお願いします。

県では地域の消費生活活動の核となる消費生活サポーターを募集しています。また、地域における見守りネットワークを活用した高齢者等の見守り、啓発を推進しています。サポーターへの登録や、ネットワークへの参加をお願いします。

### 【消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう！】

- 消費者トラブルや借金でお困りのときは、早めにお近くの消費生活センター又は市町村消費生活相談窓口にご相談ください。

### 【地域で開催されるセミナーに参加しましょう！】

- 県では、食の安全やスマホでのトラブルなど様々な消費者問題をテーマとした「くらしのセミナー」を県内4会場、それぞれ年4回程度開催しています。是非、ご参加ください。

また、「こんな場合どうすればいいか」など消費生活に関する自由なテーマによる出前講座も随時受付しています。公民館やPTAの会合、少人数の集まりでも出向きますので、幅広くご活用ください。

### 【皆さんの意見を県の施策に反映させましょう！】

- 長野県公式ホームページ「消費生活情報」をご覧ください、県の消費者施策に対するご意見、ご要望やご提言をお寄せください。

### 【持続な可能な消費生活のための課題に取り組みましょう！】

- レジ袋削減やマイバック持参運動に積極的に参加しましょう。
- 「食べ残しを減らそう県民運動」の取り組みにご協力ください。
- 郷土食の作り方や地産地消など「食」に関する知識と経験をお持ちの方は「食育ボランティア」に登録をお願いします。



## 消費者団体の皆様へ

### 【必要な情報・教育の機会の提供のために】

- 日頃の活動の中で培われた組織力を活かし、他の団体とも協働しながら構成員や地域住民に対する消費者被害情報の周知や見守り活動など、お願いします。
- 消費者教育を連携、協働して推進していくため、団体の皆様からのご意見を受け付けています。
- 地域・職場等における学習会・講演会等の開催を計画してください。計画があるようでしたら、事業費補助などのご相談を承ります。

### 【県民意見の施策への反映のために】

- 長野県公式ホームページ「消費生活情報」をご覧ください。  
施策に対するご意見、ご要望やご提言をお寄せください。